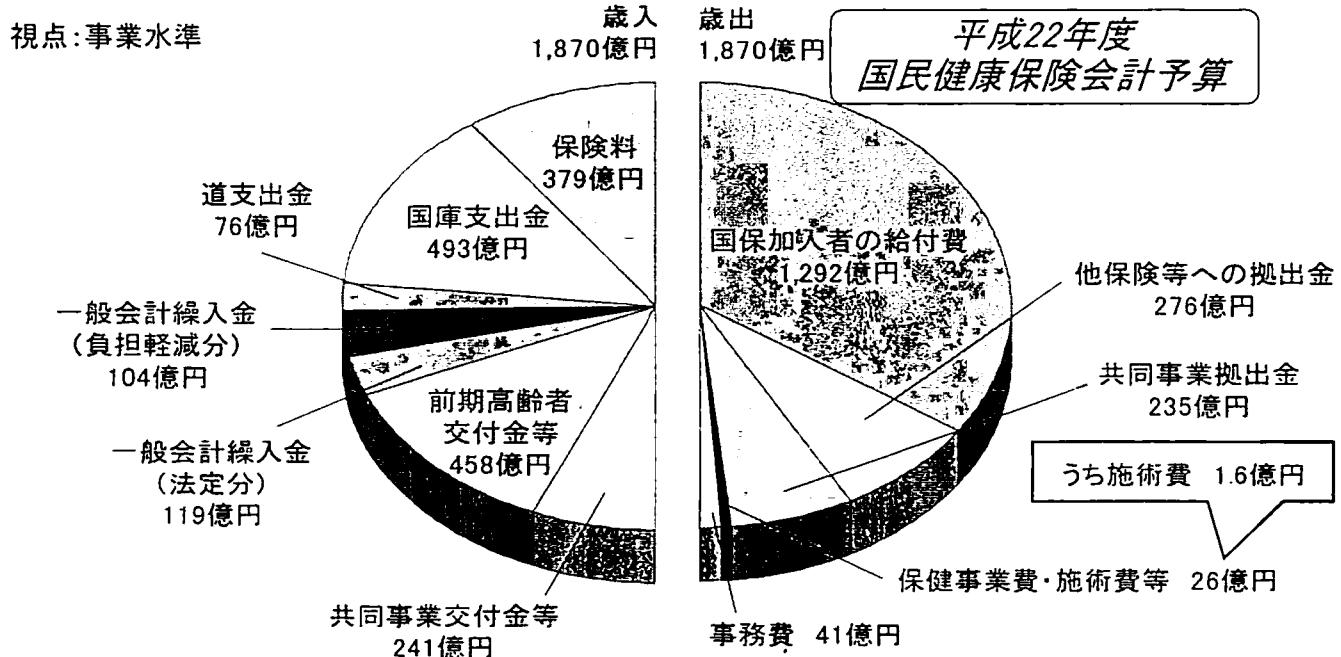


◎市民評価(事業仕分け)論点シート

整理番号

3-2-5

事業名	施術費(国民健康保険会計)		担当課	保)保険年金課
予算額等	H21予算	180,480千円	H21決算	129,800千円
	H22予算	155,520千円	人件費	0.4人工
論 点	<p>【前提】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市国民健康保険は約45万人が加入しており、平成22年度予算においては、約1,292億円(療養給付費等)の給付費を計上している。加入者の保険料負担軽減のため、札幌市では一般会計から104億円(22年度)を繰り入れることとしており、保険料と併せて給付費の財源としている。 ・施術費は札幌市国民健康保険の独自事業で、前述の給付費とは別に1.6億円を計上している。独自事業であることから、後期高齢者医療制度、協会けんぽ等では行っていない。 ・昭和37年に、法定給付である「療養費」としての施術の適用範囲が限定的であったため、市民の健康保持・増進の観点から「保険適用に代わる独自事業創設が必要」との市民からの請願を札幌市議会が採択し、制度設立された。 ・各保険者は「被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うよう努めなければならない」(国民健康保険法第82条1項)とされており、国が示す指針では、生活習慣病対策に取り組む必要があるとされている。 ・他の政令市では、広島市、福岡市、北九州市の3市が国保加入者及び後期高齢者に対し・きゅう施術の助成制度があり、千葉市が65歳以上の市民を対象など5市が年齢や所得などの制限を定め市民に対し助成している。道内は旭川市と岩見沢市の2市が実施している。《制度の仕組み;補足説明資料「施術費制度の仕組み」》 <p>【論点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者の保険料負担軽減のために市税等を投入している状況において、法律で定められている「療養費」以上に「健康保持・増進」を目的とした助成を今後も行うのか、検討すべきではないか。 			



市民評価(事業仕分け)結果について

6月26日（土） 第2会場（第2班）

(事業番号・事業名) 3-2-5 施術費

(担当部局) 保健福祉局 保険医療・収納対策部

結果

さらに市として効果等の検証が必要

【結果内訳】

<判定>

不要(廃止)	1	名
見直し(効率化・委託等)	2	名
現行どおり(事業の拡大を含む)	3	名

<必要性の検討>(複数回答可)

① 目的が現状の課題やニーズを反映していない	2	名
② 行政の役割は終了している(事業開始当初の目的がすでに達成されている)	1	名
③ 自助努力に任せるべきであり、税金を投入する必要はない	1	名
④ 効果がない(低い)	0	名
⑤ 民間でも同じような事業が行われている(競合している)	1	名

<事業内容等の検証>(複数回答可)

① 民間が行った方が効果的に実施できる、または費用を節約できるため、民間に任せるべき (民間委託を検討)	0	名
② 事業の内容や実施方法などを見直し、事業費を縮減すべき	2	名
③ 事業の対象範囲を見直し、事業費を縮減すべき	2	名
④ 事業費は現状のままでよいが、より効果的な内容に見直すべき	1	名
⑤ サービスの受益者に対して、適正な負担を求めるべき	2	名
⑥ 対象者の範囲や事業規模を拡大すべき	2	名
⑦ 現状のままでよい	1	名

補足コメント

現行どおりの補足

- ・ 75歳以上の後期高齢者も対象に入れることを視野に入れるべき。
- ・ 広い範囲の方が施術を受けられるように収入の上限を決めて拡大する方が良い。
- ・ 利用者の負担額も見直ししてはどうか。
- ・ 健康保持のため必要。

見直しの補足

- ・ 年齢・所得の制限を加えたり、助成率を見直すべき。将来的には高齢者・低所得者対象の別事業として新しい制度に移行すべきである。
- ・ 利用できる人が限定されている。
- ・ 制度の整合性に欠ける。視覚障がい者の就労支援の意味もある。
- ・ 高齢社会において不可欠な費用負担。全年齢を対象にした制度へ見直すべき。一方で国保の赤字を抑制するため利用者負担のあり方を検討すべき。